

藤枝市
給水装置工事の手引き



～未来につなぐ安全・安心な藤枝の水道～

令和5年度

藤枝市環境水道部上水道課

目 次

1. 工事申込について	1
(1) 申込方法	1
①申込時期、書類提出者等について	
②設計審査手数料	
③加入金	
(2) 提出図書	2
(3) 留意事項	2
2. 提出図書作成について	2
(1) 給水装置工事申込書	2
①捺印等の箇所	
②記入項目説明	
(2) 同意書	3
(3) 給水装置所有者変更届	6
(4) 設計図書	7
①調査	
②設計	
イ. 給水管の材質	7
ロ. 給水管の埋設深さ	7
ハ. 給水管の土工等	7
ニ. メーターの設置位置	8
ホ. その他	8
<給水装置工事標準施工図1 (φ13～25)>	
<給水装置工事標準施工図2 (φ30～50)>	
<給水装置工事標準施工図3 (共同給水管)>	
<給水装置工事標準土工図(1)・(2) (市道Nタイプ)>	
<給水装置工事標準土工図(私道・宅道)>	
へ. 3階直結給水方式	13
1. 対象施設	

- 2. 施設の高さ制限
- 3. 適用区域
- 4. 給水装置の構造
- 5. 3階直結直圧給水協議書の提出

< 3階直結直圧給水施工基準の概略図 >

ト. 特定施設水道連結型スプリンクラー 17

- 1. 承認対象施設
- 2. 設計水圧
- 3. その他
- 4. 協議方法
- 5. 提出書類
- 6. 工事申込み時の注意事項

チ. 受水槽給水 19

- 1. 1人1日当り使用量について
- 2. 有効容量について
- 3. 受水槽への流入管口径について
- 4. 共同住宅規模別人員算定について
- 5. 受水槽台帳の提出
- 6. その他

リ. 直結・受水槽併用式 20

ヌ. 水洗便器に給水する給水装置の取扱 20

ル. その他 21

(5) 工事に伴う使用・占用等許可申請書 22

3. 工事について 24

(1) 着手時の確認事項 24

(2) 施工中の注意事項 24

(3) 完了時の確認事項 24

(4) その他 24

4. 検査について	25
(検査実施要領)	25
(1) 検査の範囲	25
(2) 検査依頼	26
(3) 現場検査	27
(4) 書類検査	27
(5) 給水工事完成届	27
5. メーター器出庫について	30
6. 水道メーター取付位置確認検査について	32
7. 竣工図提出について	32
8. 給水装置工事舗装復旧完成届提出について	32
9. 給水装置管理及び修理について	34
(1) 給水装置の設置者及び管理者	34
(2) 給水装置の修理責任区分	34
(3) 市が行う修理	34
(4) 出水不良修理について	35
10. その他	35
・藤枝市からのお願い	35
・配水ポリエチレン管（HP）JIS規格とJW-P規格品について	35
・道路（市道）占用許可申請に伴うチェックリストの添付について	37
・道路舗装復旧に伴う埋戻し土について	37

1. 工事申込について

(1) 申込方法

- ① 給水装置の新設・改造等の工事を行うときは、必ず事前に給水装置工事申込を行い、設計審査を受けていただきます。
申込は、水道事業指定給水装置工事事業者が申込者に代わり行っていただきます。
申込書は、設計審査手数料及び加入金納入後、関係図書を添え提出してください。
- ② 手数料の納入
設計審査手数料（給水条例第29条第3号）
1件につき3,000円 ※「撤去申請」は免除となります。
- ③ 加入金の納入
加入金はメーター器を新設又は既設を増径する場合に納入していただきますが、止水栓止めで終了する工事については、不要となります。

加入金（給水条例第10条）

○上水道

口 径	税込金額
φ13mm	35,200円
φ20mm	57,200円
φ25mm	107,800円
φ30mm	187,000円
φ40mm	330,000円
φ50mm	517,000円
φ75mm	1,166,000円
φ100mm以上	市長が別に定める額

④ **加入金減免取扱基準**（藤枝市水道事業給水条例第11条）

- <免除>
1. 自治会、町内会の集会所
 2. 生活保護者（福祉事務所の証明が必要）
 3. 住宅都市整備公団土地区画整理区域内
（駿河台、南駿河台地内（親和団地等は除く。））
 4. 第3大谷川土地区画整理区域内（音羽町5丁目、6丁目地内）
 5. 藤枝住宅開発(株)開発事業区域内（清里1丁目、2丁目地内）
 6. 伊豆箱根鉄道(株)開発事業区域内（光洋台地内）
- （注）上記3～6の免除範囲は以下のとおりとする。
- ※1区画1件（メーター口径φ20mm以下）の免除とする。
 - ※「メーター口径φ25mm以上の新設」については「全額負担」とする。
 - ※「使用中のメーター口径を増径」する場合は「差額負担」とする。

- <減額> 仮設給水で、3ヶ月以内に撤去するものは「半額」とする。

＜前納されているもの＞

1. 北方白藤・奥白藤団地 φ 20 mm (各区画毎1件)
 2. 岡部貝立団地(図示) φ 13 mm (各区画毎1件)
 3. 内谷小川団地(図示) φ 13 mm (3区画) φ 20 mm (1区画)
 4. 山東寺尾団地(図示) φ 13 mm (8区画)
 5. 山東道合団地(図示) φ 20 mm (15区画)
 6. 三輪松崎団地(図示) φ 13・20 mm
 7. 三輪黒田団地(図示) φ 20 mm (21区画)
 8. 三輪旭ヶ丘団地(図示) φ 20 mm (12区画)
- ※「口径を増径」する場合は「差額負担」とする。

＜権利場所の移転を認めるもの＞

1. 区画整理事業(市、組合施行)の換地による区域内移転
※「使用中のメーター口径を増径」する場合は「差額負担」とする。

(2) 提出図書

- ① 給水装置工事申込書 ※令和5年4月より様式変更
- ② 同意書
- ③ 設計図書(位置図、平面図、立面図、材料表等)
- ④ 給水装置所有者変更届 ※令和5年4月より様式変更
- ⑤ 誓約書、協議書等

(3) 留意事項

- ① 申込書の提出は、担当職員の確認を受けてください。
- ② 「記載事項、添付書類」に、不備がある場合は受付できません。
- ③ 審査の結果、「基準に不適合」等の場合は、受付後およそ「1週間以内」に内容、対処方法等について電話により連絡します。
- ④ 設計審査の結果が「合格」の場合は、連絡しません。

2. 提出図書作成について

(1) 給水装置工事申込書

① 捺印等の箇所

- イ. 申込者、指定給水装置工事事業者の押印不要。
- ロ. 同意書が必要な場合は、権利者の署名押印してください。
- ハ. 案内図の記入(貼り付け可)

② 記入項目説明

イ. 種類(給水装置)

- 専・・・(専用給水装置) 1戸が専用使用する給水装置
※アパート等で2戸以上が共同使用する給水装置であっても、メーターが戸別に設置されるものは専用給水装置です。
- 共・・・(共用給水装置) 2戸以上が共同使用する給水装置

ロ. 工事名(区分)

- 新設・・・○ 新たに行う給水装置設置工事
- 野帳番号の無い既設第1止水栓へ接続する給水装置設置工事

- 改造・・・○ 給水の口径、管種、増設など給水装置の変更工事
 - 住宅の建替えに伴う給水装置工事
 - 野帳番号のある第1止水栓に接続する給水装置設置工事
- 修繕・・・給水装置の原形を変えない部分的な修理工事
- 撤去・・・給水装置を配水管等から取り外す工事

ハ. 内容

1. 自家用・借家・建売の別
2. 止水栓止め・・・第1止水栓までの工事（加入金は徴収しない）
3. 仮設・・・工事用等の仮設給水工事

二. 給水方式

- 直結式・・・配水管の動水圧によって給水する方式である。
※三階直結直圧給水等は条件により可（事前に協議書を提出し、審査、承認が必要となる。）
- 受水槽式・・・給水装置からの給水を一旦受水槽で受けた後、ポンプ等により給水する方式である。※貯水槽台帳等を提出する。
- 直結・受水槽併用式・・・上記給水方式の併用式。※貯水槽台帳等を提出する。
- ブースタポンプ等接続による直結加圧給水は認めていない。

ホ. 同意書の有無を明示

ヘ. 用途（水道水の用途区分）

- 家庭用・・・一般家庭（店舗兼住宅含む）で使用する場合
- 営業用・・・美容院、飲食業などの営業に使用する場合
- 事務所用・・・事業所の生活用水として使用する場合
- 病院用・・・病院で使用する場合
- 工場用・・・工場で使用する場合（事務所で使用する場合は、事務所用）

ト. 代理人

申込者が遠方等、必要に応じ、市内居住者を代理人に選定する。（給水条例第13条）

チ. 指定給水装置工事事業者名

住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名、電話番号を記入する。押印不要。
藤枝市指定給水装置工事事業者指定番号を記入する。

リ. メーター口径・・・既設は現口径を記入。新設・増径・狭径は新たな口径を記入する。 （増径・狭径の場合は既存口径も記入する。例：φ13→φ20）

ヌ. 加入金・・・口径に応じた金額を記入する。

（2）同意書

「他人の給水管から分水する場合」「他人の土地に給水管を布設する場合」等、権利者の同意が必要な場合に記入してください。

権利者の署名又は記名押印をしてください。 場合により、登記事項証明書等の写しを添付してください。

記入例（表面）

第1号様式（第3条関係）

（両面印刷を指定してください）

給水装置工事申込書

既設の設計番号がある場合は、鉛筆書きで記入		※押印は不要	
藤枝市長様 45678		申込月日 令和 ● 年 ● 月 ● 日	住所 藤枝市岡出山●丁目●番●号
受付日	申込者 氏名 ちまち いちろう 茶町 一郎	ふりがな	電話番号 054-643-3111
設計番号	設置場所 藤枝市 岡出山▲丁目▲番▲号	種類 <input checked="" type="radio"/> 専 <input type="radio"/> 共	
工事名 <input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造 <input type="radio"/> 修繕 <input type="radio"/> 撤去			
内容	1 <input checked="" type="radio"/> 自家用 <input type="radio"/> 借家 <input type="radio"/> 建売 構造 木造 2 階建 [1 戸分]	給水方式 直結直圧式	貯水槽
	2 止水栓止め	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有効容量 (m ³)
	3 仮設（設置期間）	有の場合、裏面に記入	同意書
用途 <input checked="" type="radio"/> 家庭用 <input type="radio"/> 営業用（業種名） <input type="radio"/> 事務所用 <input type="radio"/> 病院 <input type="radio"/> 工場用			
代理人	電話番号		
指定給水装置工事事業者名	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者名 藤枝市茶町2丁目6番15号 藤枝水道株式会社 代表取締役 藤枝 太郎	※押印は不要	藤枝市の指定番号を記入 指定番号 ●●● 電話番号 054-646-4112
メーター口径 20 mm <input checked="" type="radio"/> 既設 <input type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 増径 <input type="radio"/> 狭径	加入金 57,200 円		
工事期間（予定）	管理係	課長	口径 税込金額
着手 令和 ● 年 ● 月 ● 日			13mm 35,200 円
完成 令和 ● 年 ● 月 ● 日			20mm 57,200 円
			25mm 107,800 円
			30mm 187,000 円
			40mm 330,000 円
			増径の場合は差額

上記、給水装置工事の申込にあたり、下記事項を誓約いたします。

- 藤枝市水道事業給水条例に規定する給水装置の管理義務を遵守する。
- 非常災害、水道施設の損傷等による給水の制限又は停止のため異議は申し立てません。
- 貯水槽を設置する場合は、貯水槽水道台帳等を提出し適正に維持管理を行います。

(注) (1) 各欄で必要な項目を○で囲んでください。
 (2) 同意書は裏面に記入してください。

記入例（裏面）

同 意 書

表記の給水装置工事の施行について、同意します。

藤枝市長 様

令和 ● 年 ● 月 ● 日

※押印は必要です

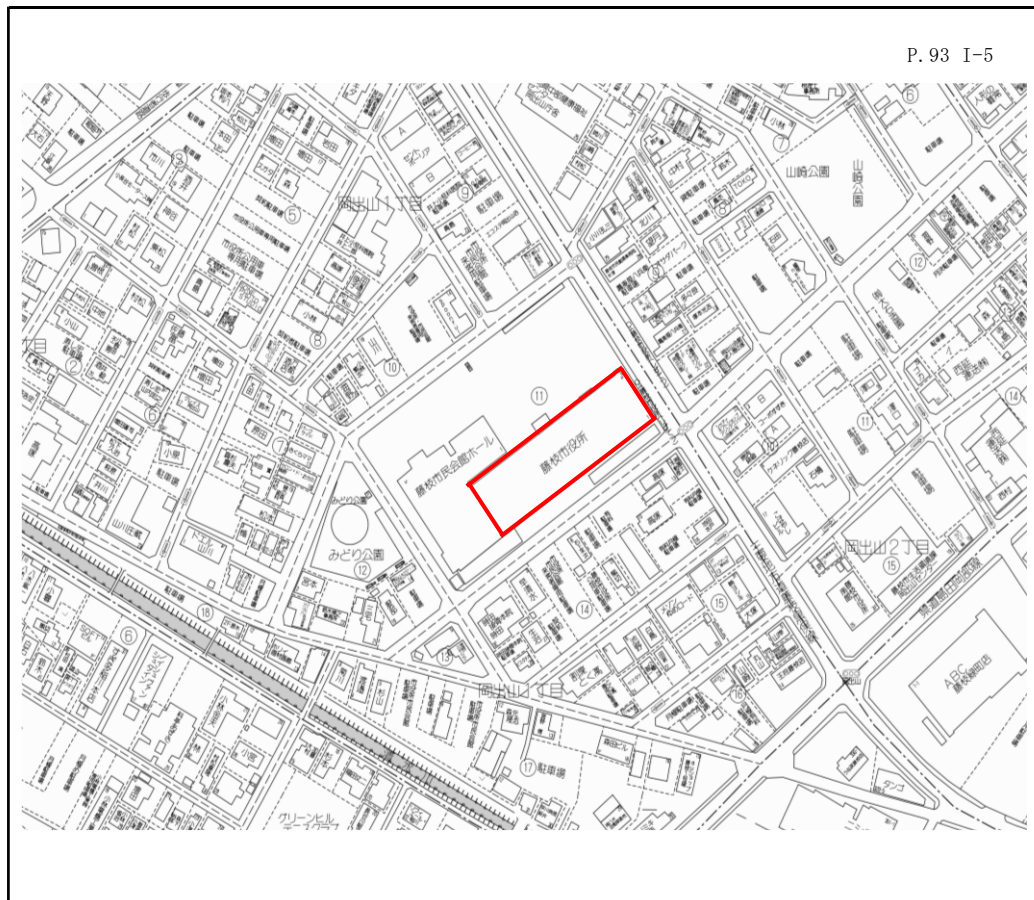
所有物件名	住 所	氏 名	印
土地	藤枝市岡部町岡部●-●	岡部 二郎	印
給水管(φ30)	藤枝市岡出山●丁目●番●号	藤枝 三郎	印

土地又は給水管(管径)

※権利者本人の自署であること。
同意書の提出ができない場合は、その理由を明記した誓約書を添付すること。
所有者が変更されている場合は、所有者変更届を提出すること。

- (注) 1. 所有物件名を必ず記入すること。(土地・給水管)
2. 同意書の提出ができない場合、その理由を明記した誓約書を添付すること。

案内図 (住宅地図を添付する場合は、ページ番号を記入すること。)



※地図を貼付する場合は「糊貼り」とし、テープ止めはしないこと。

(3) 給水装置所有者変更届

改造等で、申請者と前申請者が異なる場合に必要です。(親子関係も同様)
 ※前所有者から書名捺印が得られない場合は、申請者が土地所有者であることを確認できる
 登記事項証明書や売買契約書等の写しを添付する。(旧所有者欄記入不要)

記入例

第5号様式(第12条関係)

給水装置所有者変更届

令和 ●年 ●月 ●日

藤枝市長 様

届出者(給水装置所有者)

専…専用給水装置
 1戸が占有使用する給水装置
 共…共用給水装置
 2戸以上が共同使用する給水装置

住 所 **藤枝市茶町2丁目6-15**
 氏 名 **藤枝 太郎**
 電話番号 **054-646-4112**

変更したので届け出ます。

種類及び設計番号	<input checked="" type="radio"/> 専 ・ <input type="radio"/> 共 設計番号を記入 12345
給水装置の設置場所	給水工事を行う場所の住居表示を記入 藤枝市 岡出山1丁目 番地 11番 1号
変更理由	<input checked="" type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他 () 該当に✓を記入。その他の場合は()に記入
給水装置旧所有者	住 所 氏 名 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(写)等がある場合は記入不要 電話番号
変更年月日	令和 ●年 ●月 ●日から

※変更理由の分かる書類を添付すること。

登記事項証明書 (写)
 登記事項要約書 (写)
 売買契約書 (写)
 その他 ()

該当する書類に✓を記入

(4) 設計図書

① 調査

イ. 現地調査（敷地、道路、水路等）

ロ. 地下埋設物調査及び協議（下水道管、ガス管、NTT、中電等）

ハ. 資料調査（配水管、給水管）

(1) 上水道管理図閲覧

- ① 閲覧用パソコンで閲覧をお願いします。
(必要に応じて管理図の説明を受けてください。)

(2) 給水装置工事申込書・野帳コピーサービス

- ① 水道事務所カウンターに設置の「個人情報提供申請書」を使用し、本人の同意欄に本人に記名押印と提供先欄に記名押印する。
- ② 提供を受ける者が来所し申請書を提出する。
- ③ 来所者が本人であるか確認するため、社員証・運転免許証等を提示して下さい。

(3) 加入金、既設メーターの現状確認は担当職員に確認ください。

- (4) 上水道管理図等の電話での照会は、誤った情報が伝わる可能性がありますので、応じられません、必ず「閲覧」等により確認するようにしてください。
※FAXサービスも行いません。

② 設計

給水装置とは配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（蛇口、止水栓、湯沸器等）を「給水装置」といいます。
(水道法第3条第9項、給水条例第2条第1号)

※ 受水槽以降の施設は、直結していないため給水装置ではありません。

イ. 給水管の材質

- (1) 給水装置の構造・材質は基準(厚生省令第14号)に適合していること。
- (2) 口径が50mm以下の給水管は、ポリエチレン管1種二層管を使用すること。
- (3) 口径が75mm以上の給水管は、配水用ポリエチレン管を使用すること。
- (4) (1)(2)にかかわらず、施工技術その他の事由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、その他の材料を使用することができる。

ロ. 給水管の埋設深さ

- (1) 給水管を公道及び私道に埋設する場合の土被り深さは、0.6m以上とする。
- (2) 給水管を民地内に埋設する場合の土被り深さは、0.3m以上とする。

ハ. 給水管の土工等

- (1) 給水管を公道及び私道に埋設場合の防護砂の厚さは、給水管の管頂より15cm以上、管底より10cmとすること。

- (2) 公道部分の埋戻し、舗装復旧は、各道路占用工事に伴う復旧基準によること。

ニ. メーターの設置位置

- (1) メーターを設置する位置は、民地内で官民境界から原則として1.5m以内とすること。（「給水装置工事標準図」を参照）
- (2) (1)によりがたい特別の理由がある場合は、管理者の指示を受けること。
- (3) 点検及び交換並びに検針が容易にできる場所に設置すること。
- (4) 雨水、汚水、泥等が流入しない場所に設置すること。
- (5) 自動車、植木鉢等の障害物を置かない場所に設置すること。
- (6) 植樹をしない場所に設置すること。

ホ. その他

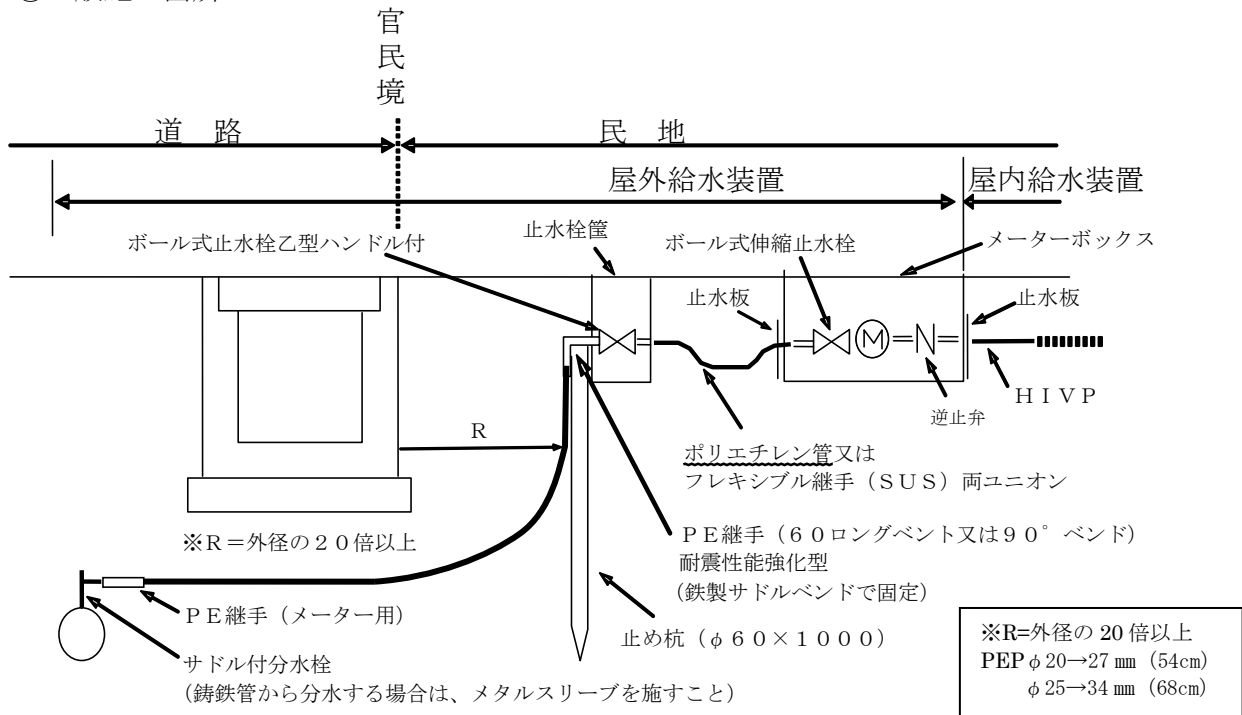
- (1) 給水の引込は原則として、1敷地1引込とする。
- (2) 給水装置工事に伴い、不用な給水管は、分水栓止めを行うこと。
- (3) 改造工事に伴い、民地内に鉛管が使用されている場合は交換すること。
- (4) 地下式散水栓は、地下であることから不衛生な状態であり、雨水やほこり等を給水管内に引き込む恐れがあることから設置は認めていない。
- (5) 給水方式における直結増圧方式は、水圧変動、緊急時断水及び応急給水への影響があることから導入を認めていない。

(別紙)

給水装置工事標準図

1. 給水装置工事標準施工図1 (φ13~25)

①一般施工箇所

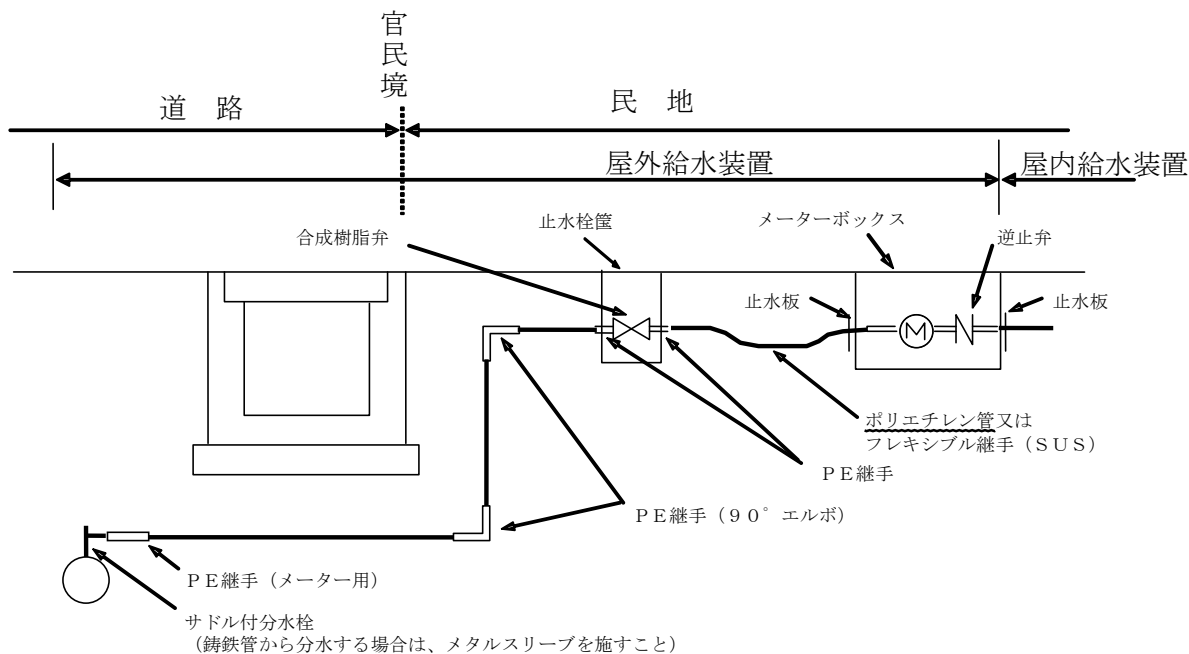


- (注) 1. 給水管は、ポリエチレン管1種二層管を使用すること。
2. 第1止水栓は、ボール式止水栓乙型ハンドル付(左閉じ)を使用すること。
3. フレキシブル継手(SUS)使用の場合は、長さ50cmのものを使用すること。
4. 逆止弁はメーター後に設置すること。
5. パッキンは、メタリングパッキンを使用すること。
6. ロケーティングワイヤーは、メーターボックス内まで施工し末端はキャップ止めすること。
7. メーター設置位置は、敷地内で官民境界から原則として1.5m以内とすること。
8. メーターボックスを車両が通行する箇所に設置する場合は、耐荷重強度のあるものを使用すること。
9. 改造工事で一次側を改造(鉛管交換等)する場合、既設の直結止水栓が伸縮でなく、交換しないでそのまま使用する場合は、フレキシブル管を使用すること。
10. 設置後の交換が容易にできるよう、ボール式伸縮止水栓から逆止弁までを、メーターボックス内に確実に収まるように設置すること。

1 1. 原則として給水装置工事標準施工図による配管とする。

1 2. PE継手は、耐震性能強化型を使用すること。

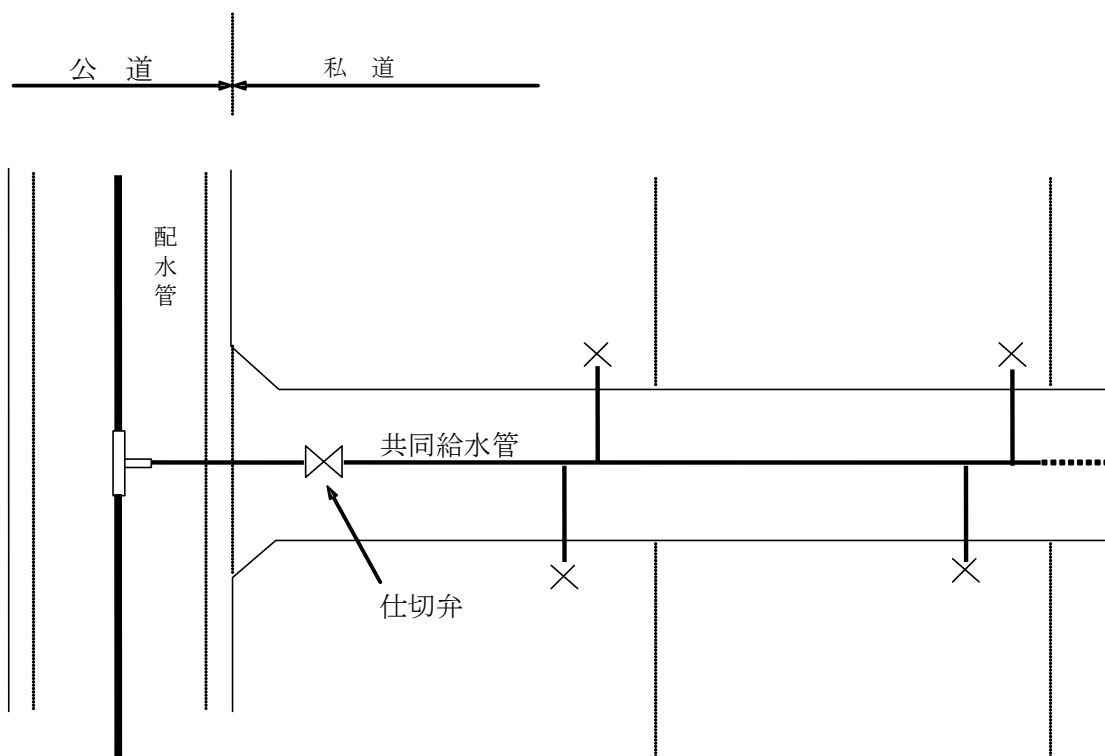
2. 給水装置工事標準施工図2 (φ30~50)



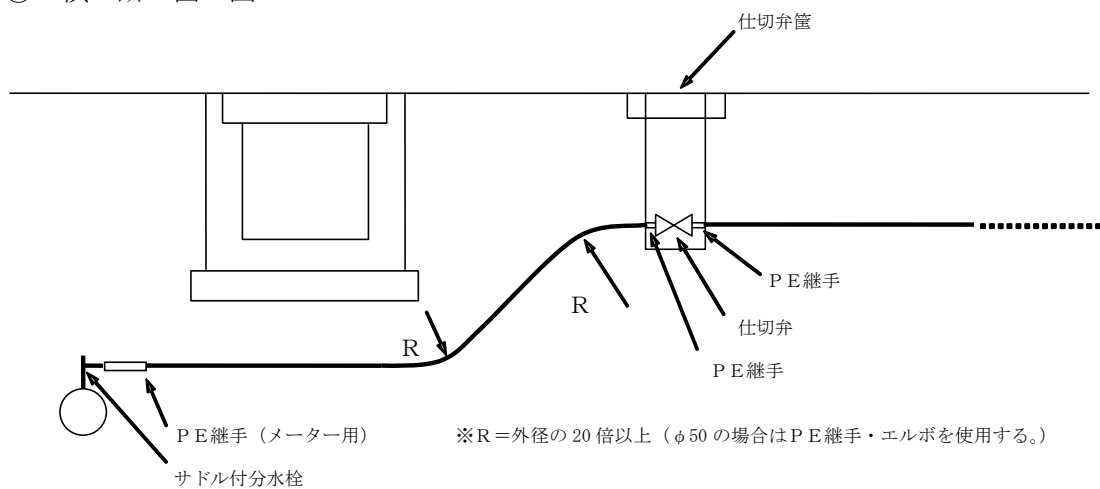
- (注) 1. φ30、φ40、φ50の給水管は、ポリエチレン管1種二層管を使用すること。
2. φ30、φ40、φ50の止水栓は、合成樹脂弁（ソフトシール型・ねじ込み型・丸ハンドル式）を使用すること。
- ※止水栓は、右閉じ（標準）を使用すること。
3. フレキシブル継手（SUS）を使用する場合は、長さ50cmのものを使用すること。
4. 逆止弁は、メーター後に設置すること。
5. パッキンは、メタリングパッキンを使用すること。
6. ロケーティングワイヤーは、メーターボックス内まで施工し末端はキャップ止めすること。
7. メーター設置位置は、敷地内で官民境界から原則として1.5m以内とすること。
8. メーターボックスを車両が通行する箇所に設置する場合は、耐荷重強度のあるものを使用すること。
9. φ75~の給水管、止水栓等については、水道事業管理者と協議し決定すること。
10. PE継手は、耐震性能強化型を使用すること。

3. 給水装置工事標準施工図3 (共同給水管)

① 平面図



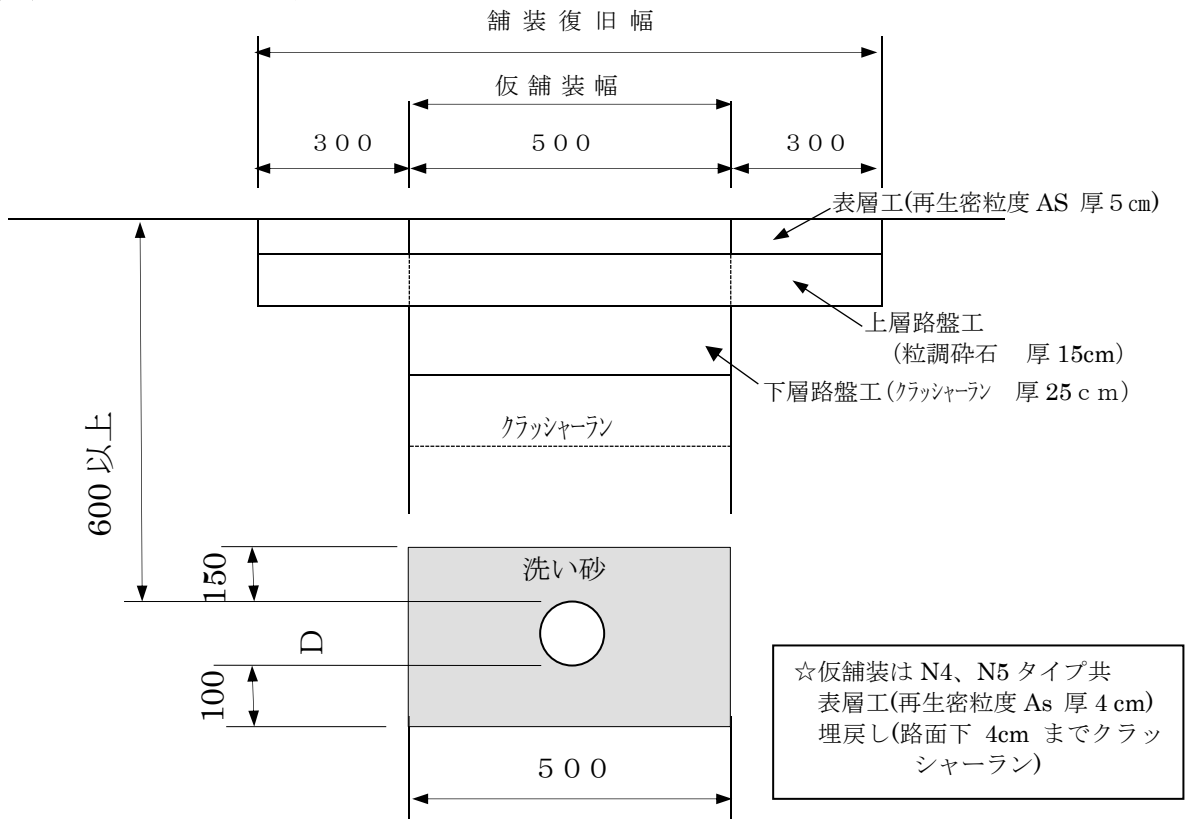
② 横断面図



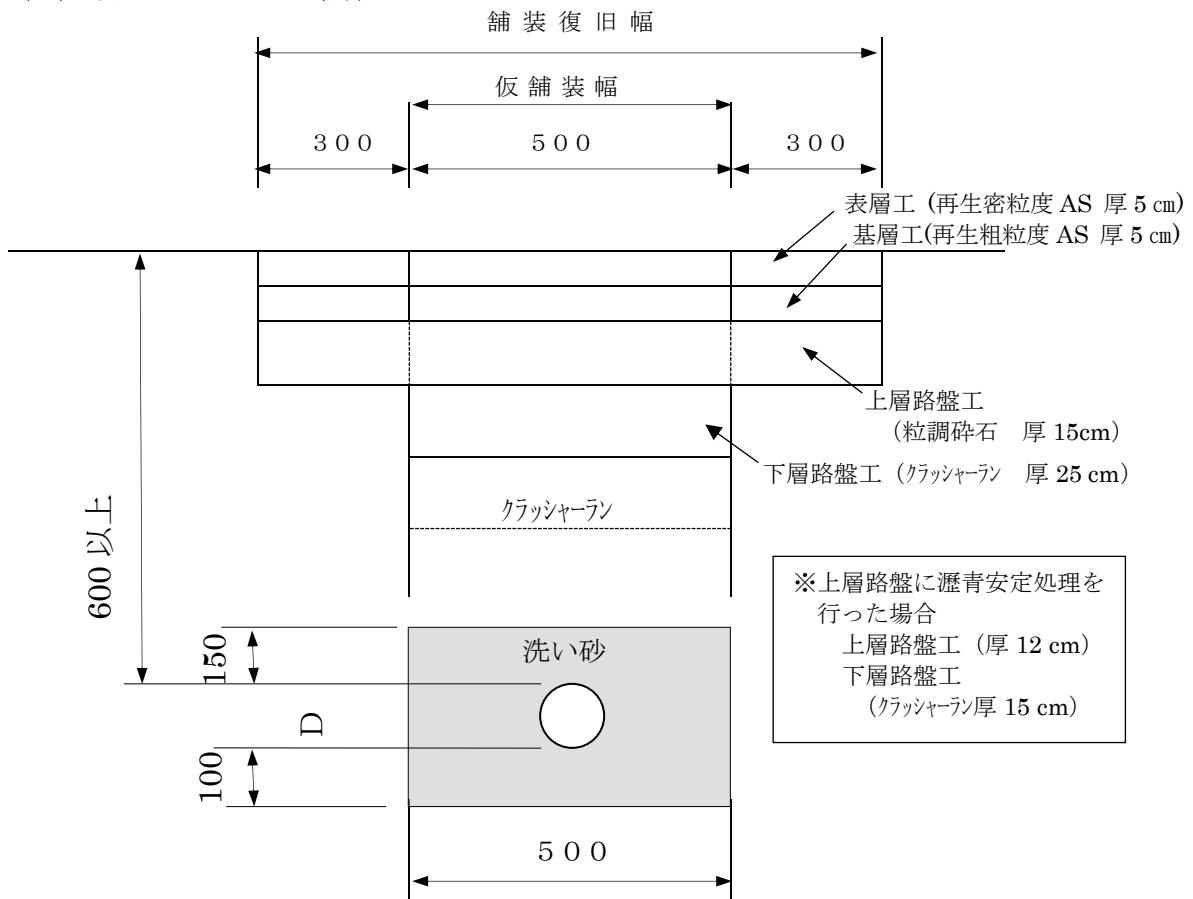
- (注) 1. 共同給水管は、ポリエチレン管1種二層管を使用すること。
2. 仕切弁は、合成樹脂弁(ソフトシール型・ねじ込み型・キャップ式)を使用すること。
3. ロケーティングワイヤーを施工し末端はキャップ止めすること。
4. $\phi 75$ ~の共同給水管、止水栓等については、水道事業管理者と協議し決定すること。
5. 口径は将来の給水需要を考慮し $\phi 40$ を使用するよう検討すること。
6. PE継手は、耐震性能強化型を使用すること。

4. 給水装置工事標準土工図

(1) 市道N4タイプの場合

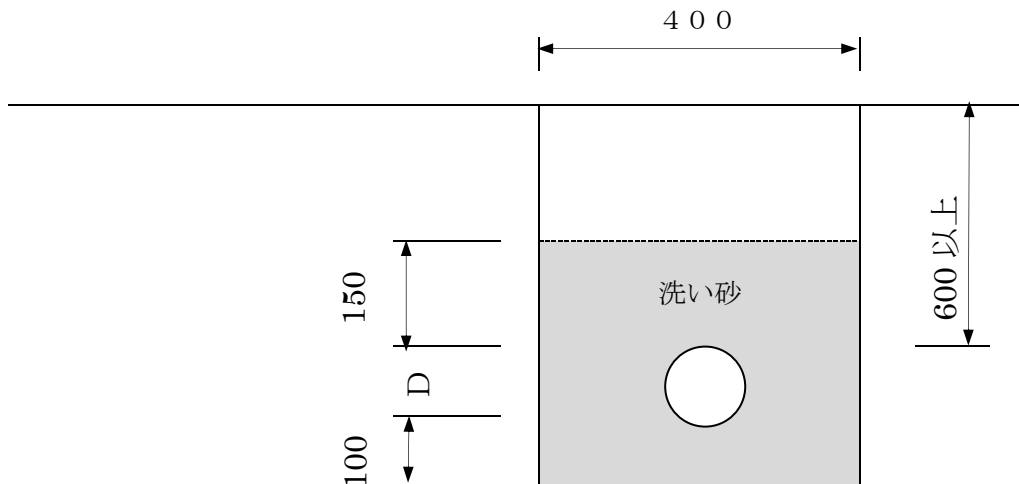


(2) 市道N5タイプの場合



- (注) 1. 防護砂の厚さは、給水管の管頂から15cm以上、管底より10cmとすること。
 2. 埋戻し転圧は、タンパーによる転圧とすること。
 ※タンパー (60~100 kg級)、1層当り仕上厚20cm以下、同所転圧3回
 3. 舗装復旧は、「藤枝市道路占用工事に伴う復旧基準」によること。
 ※復旧幅は、床堀幅+60cm(片側30cm×2)とする。(県道については、事前協議を行うこと。)
 4. 仮舗装厚は、市道4cm、県道5cm以上とすること。

5. 給水装置工事標準土工図 (私道・宅道の場合)



- (注) 1. 防護砂の厚さは、給水管の管頂から15cm以上、管底より10cmとすること。
 2. 埋戻し、舗装復旧は、「藤枝市道路占用工事に伴う復旧基準」に準拠すること。

へ. 3階直結給水方式

1. 対象施設

3階1戸建ての専用住宅、併用住宅又は、共同住宅、事務所、店舗、その他藤枝市長が承認（「協議書」提出し審査を要す。）したもの。ただし、断水時に一定の水量を必要とする施設(医院、理美容院、製造業、工場等)は除く。

2. 施設の高さ制限

給水栓の高さは、原則として配水管が布設されている道路の地盤より8m以下とする。

3. 適用区域

給水区域内で配水管の口径は50mm以上とし、配水管の最小動水圧が0.25MPa（2.5kg・f/cm²）以上であること。ただし、配水管末端が未接続及び配水管に水量不足が生じている場合は除く。

4. 給水装置の構造

水道メーター口径は20mm以上とし、給水装置の主管は3階まで同一口径の配管とする。また、給水装置には逆流防止装置を設置すること。水道メーターはGLに設置すること。

5. 3階直結直圧給水協議書の提出

指定給水装置工事事業者は、給水装置設置箇所付近で24時間の水圧測定を行い、3階直結直圧給水協議書（水圧測定結果表を添付）を提出すること。
 また、口径決定した水理計算書を合わせて提出すること。

三階直結直圧給水協議書

年 月 日

藤枝市長 北村 正平 様

給水装置工事申込者

住所

氏名

給水装置設置場所

藤枝市

(設計番号)

給水装置内容

1 自家用 ・ 借家 ・ 建売

構造 階建 (戸分)

2 家庭用 ・ 営業用 (業種名) ・ その他

分水口径

口径 mm (内訳)

指定給水装置工事事業者名

事業者名

電話番号

給水装置を設置するにあたり、三階直結直圧給水を認めて頂きたいため、下記の条件を遵守し、協議致します。なお、給水装置設置箇所付近の最小動水圧は別添水圧記録表及び記録状況写真のとおりです。

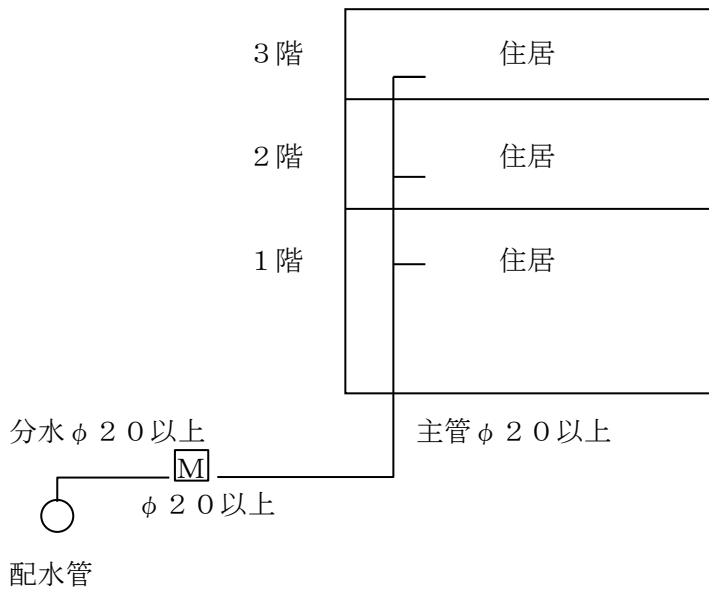
M p a (kg・f /Cm²) です。

記

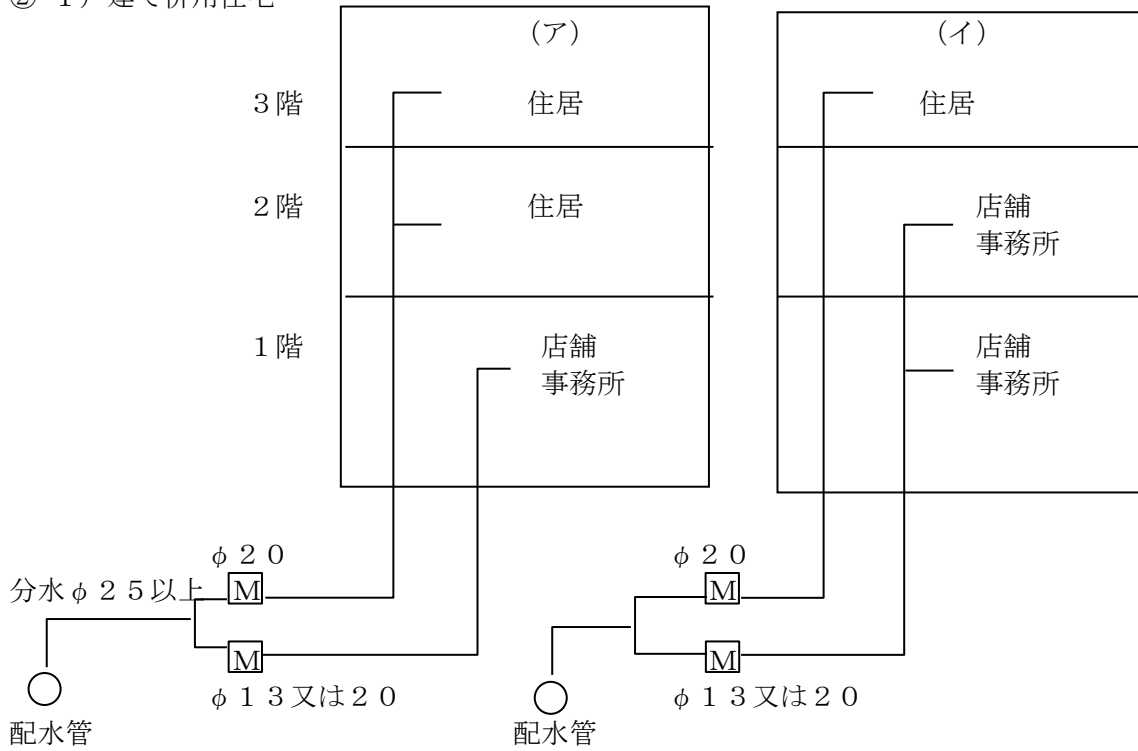
- 1 メータ口径は20mm以上とし、主管は三階まで同一口径で配管します。
- 2 逆流防止装置は、必ず設置します。
- 3 完成後、水圧・水量に支障が生じても、異議の申し立てを致しません。
- 4 水圧・水量を確保する場合は、私の費用負担で給水装置を改造します。

3階建て直結直圧給水施工基準の概略図

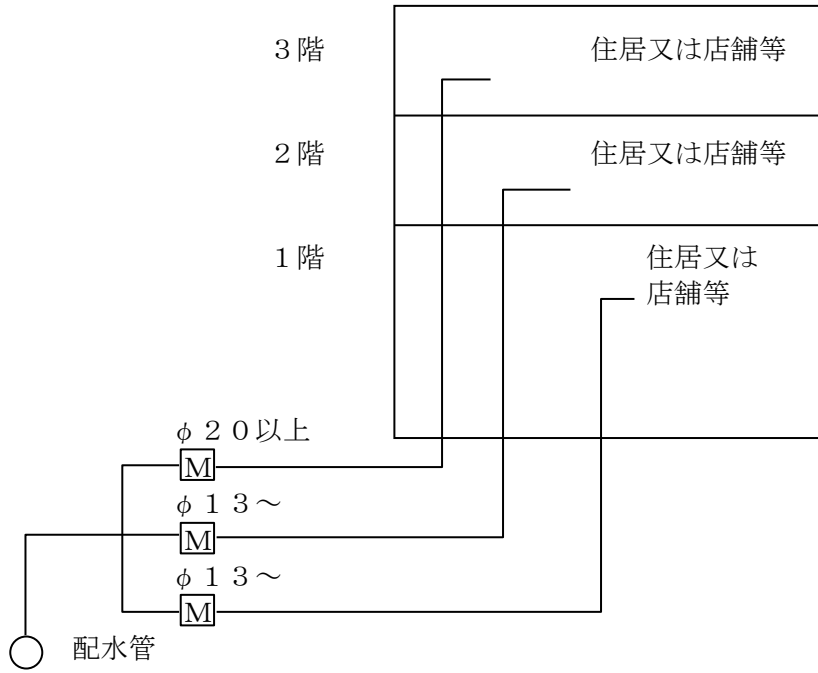
① 1戸建て専用住宅



② 1戸建て併用住宅

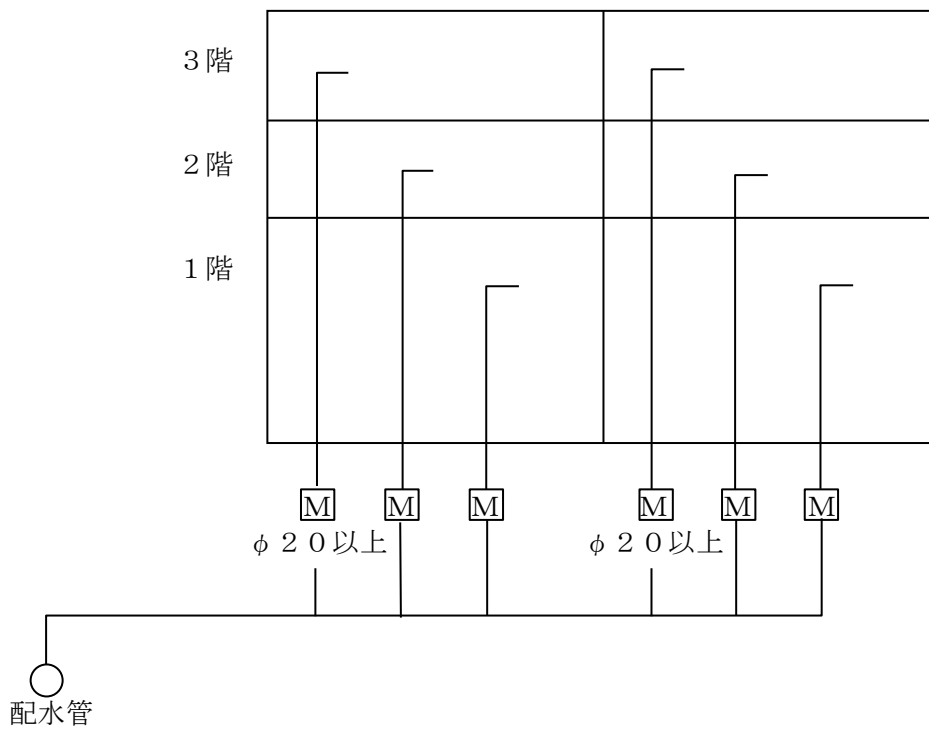


③ 1戸建て併用住宅又は共同住宅等



④ 共同住宅等4戸以上の場合の概略図

3階建て共同住宅等で4戸以上の場合、給水管の口径決定計算（総損失水頭）を行い、分岐する配水管の最小動水圧以下であること。



ト. 特定施設水道連結型スプリンクラー（小規模社会福祉施設）

1. 承認対象施設

直結直圧型を認めています。（加圧ポンプは不可）

2. 設計水圧（配水本管分岐箇所）

通常、0.2 MPa（2.0 kg/cm²）以下。

ただし、分岐箇所では24時間水圧測定を行い、最小動水圧が0.25 MPa（2.5 kg/cm²）以上ある区域においては、設計水圧を最大0.25 MPa（2.5 kg/cm²）まで認めます。

3. その他

厚生労働省通知の「……特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用」による。

4. 協議方法

事前に、水道事業者で協議をし、承認をうける。

（承認のコピーを消防署へ提出する消防用設備検査申請書に添付すること。）

5. 提出書類

- ・直結直圧スプリンクラー給水協議書
- ・24時間水圧測定結果

6. 工事申込み時の注意事項

申込図書に消防署の「消防用設備等検査済証」のコピーを添付すること。

直結直圧スプリンクラー給水協議書

年 月 日

藤枝市長 様

給水装置工事申込者

住所

氏名

給水装置設置場所 藤枝市 地内
(設計番号)

指定給水装置工事事業者名

直結直圧型スプリンクラー給水の承認を受けたく、下記事項について遵守する旨を添え、協議します。

なお、給水装置設置箇所付近の最小動水圧(24時間測定)は別紙水圧記録表のとおり、

MPa (kg・f /Cm²) です。

記

- 1 設計水圧は、給水装置設置箇所付近の最小動水圧以下とし、最大0.245MPa(2.5kg/cm²)を限度とします。
- 2 断水や水圧低下等により直結直圧型スプリンクラー設備の性能が発揮されない状況が生じて一切責任を問いません。
- 3 この直結直圧型スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、「2」のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させます。
- 4 直結直圧型スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、「2」及び「3」の事項について譲受人に熟知させます。

チ. 受水槽給水

(給水装置から一旦受水槽に受水後、ポンプ等による給水方式)

3階建以上に給水、一時的な多量使用、工場等で一定の水量・水圧の確保、病院等配水管工事や事故による断水、減水により業務停止等の損害の発生が想定される場合は、受水槽を設置すること。

<受水槽容量の算定>

1. 1人1日当り使用量について

共同住宅の場合200ℓとする。他の用途は、空気調和衛生工学会便覧等又は使用実績資料等を参考にすること。

2. 有効容量について

1日使用量の2分の1を標準とする。

3. 受水槽への流入管口径について

受水槽有効容量を4～6時間で満水にできる口径とし、配水管の動水圧等も十分考慮すること。

受水槽流入管口径	有効容量
φ20	5 m ³ 以下
φ25	5 m ³ を超え10 m ³ 以下
φ30	10 m ³ を超え15 m ³ 以下
φ40	15 m ³ を超え35 m ³ 以下
φ50	35 m ³ を超え60 m ³ 以下

4. 共同住宅の規模別人員算定について

規 模	算定人員
1K、1DK、管理人室	1.5人
1LDK、2K、2DK	3.0人
2LDK、3K、3DK、3LDK、4DK	3.5人
4LDK	4.0人

(計算例) ① 3階建共同住宅、3LDK、20戸の場合 (受水槽・タンクレス方式)

3LDK=3.5人

算定人員=3.5人/戸×20戸=70人

有効容量=70人×200ℓ/人×50%=7,000ℓ

呼称容量=7,000ℓ×1.2倍=8,400ℓ

(※8.4 m³以上の受水槽が必要)

② 建築物の用途により単位面積や使用人数等で算定する方法が異なるので十分検討を行うこと。

※建築物種類による人員、給水量等について

共同住宅の場合、1人1日当り使用水量は200ℓとする。

規 模	人員 (人)
管理人室、1 K、1 DK	1. 5
1 LDK、2 K、2 DK	3. 0
2 LDK、3 K、3 DK、3 LDK、4 DK	3. 5
4 LDK	4. 0

5. 受水槽台帳の提出

工事完成後、受水槽台帳（貯水槽水道台帳、簡易専用水道台帳）を市上水道課へ提出すること。

- ・有効容量10 m³を超えるものは、水道法の「簡易専用水道」に該当する。
- ・有効容量10 m³以下のものは、市給水条例の「貯水槽水道」に該当する。

6. その他

「藤枝市受水槽等給水設備の設計、施工に関する指導指針」を参照のこと

リ. 直結・受水槽併用式 上記給水方式の併用式である

ヌ. 水洗便器に給水する給水装置の取扱

○ 水洗便器に給水する給水装置とは

水洗便器の洗浄装置は、小便器の場合はフラッシュバルブ式が一般的ですが、大便器の場合、一般家庭ではタンク式、中高層建築物ではフラッシュバルブ式が多く使用されています。この洗浄装置のうち水洗便器に給水する給水装置は、タンク式の場合は、タンク内部のボールタップまで、フラッシュバルブ式の場合はフラッシュバルブまでが「給水装置」となります。

○ 水洗便器に給水する給水装置の規制の経緯

小便器の洗浄装置(フラッシュバルブ)は、規制の対象としていませんが、大便器のフラッシュバルブは、「水撃作用」が大きくなるため、給水管の材質(鉛管)、逆流防止装置の未設置等を考慮し、大便器のフラッシュバルブの設置は認めていませんでした。

※ 資料等が保存されていないため確かではありません。

※ 中高層建築物等で「受水槽」が設置されている場合は、対象外です。

○ 水洗便器に給水する給水装置の水撃防止の措置

小便器の洗浄装置(フラッシュバルブ)は、洗浄水量が3.50ℓ/回、洗浄管口径φ13mmであり、水撃作用が小さいため問題とはなりません。大便器のフラッシュバルブは、洗浄水量が13.00ℓ/回、洗浄管口径がφ25mmとなり水撃作用も大きくなります。このため、大便器用フラッシュバルブには、バキュームブレーカーが内蔵され、水撃作用が生じてもその圧力が給水装置の耐圧試験値(1.75MPa)以下の1.50MPa以下になるよう基準化されています。

また、藤枝市では、「藤枝市水道事業給水条例施行規程」によって「危険防止の措置」を講じるよう規定するとともに、「給水装置工事の手引き」により逆止弁をメーター後に使用するよう基準化しているため、配水管への影響は防止できます。

(藤枝市水道事業給水条例施行規程第8条)

○ 大便器に給水する給水装置をフラッシュバルブとする場合の条件

- イ. 分水口径は、25 mm以上とすること。
- ロ. メーター口径は、25 mm以上(流動時圧力0.07MPa、流量1.7L/sec以上)とすること。
- ハ. 藤枝市水道事業給水条例施行規程第8条の「危険防止の措置」を講じること。
- ニ. 給水装置工事の手引きを遵守すること。

○ 給水装置に伴う事故の責任

給水装置は、水道需要者の財産であり、需要者が維持管理する義務を負います。したがって、フラッシュバルブを設置したことによる事故等の責任はすべて水道需要者が負うことになります。

ル. その他

- ブースタポンプ等接続による直結加圧給水は認めていない。
- その他、設計に当たっては、日本水道協会の「水道施設設計指針」によるほか「水道法」を遵守すること。
- 不明な点については、担当職員に相談すること。

(5) 工事に伴う使用・占用等許可申請書

- 市道、県道、国道、普通河川、2級河川、大井川土地改良区用水路等

※許可までに3週間程度を要するので、余裕を持って提出のこと。

※国道、県道、大井川土地改良区へ提出・協議時には、上水道課職員が一緒に出向きます。

(市道の場合)

1 次の①から④の書類を作成し、上水道課で確認を受けて下さい。

① 道路占用許可申請書 (3部)	<p>添付書類 位置図 (1/2,500～1/10,000 程度の地図) 見取図 (1/1,000～1/2,500 程度の地図) 平面図 (占用及び舗装)・公図写し 占用横断面図 土工定規図 現況写真 地下埋設物調査資料 (下水道・東海ガス・NTT・中電他)</p>	<p>※道路に水道管を埋設する許可を受けるためのものです。</p> <p>◇<u>土木工事関係申請チェックリストの申請者・作成者欄にチェックをして1部添付</u></p>
② 道路工事・作業に関する意見聴取、協議書 (2部)		
③ 道路使用許可申請書 (2部) (藤枝警察署交通規制係)	<p>添付書類 位置図 案内図 交通規制計画図 (平面・横断面) 全面通行止め了解図 (全面通行止めの場合) 工事工程表 現況写真</p>	<p>※片側交互通行、全面通行止等交通規制の許可を受けるためのものです。</p>
④ 道路工事届出書 (片側2部、全止3部) (志太消防本部藤枝消防署警防課)	<p>添付書類 位置図 案内図 交通規制図 現況写真</p>	<p>※交通規制により緊急車両 (消防車、救急車) の通行に支障が出るため届出をするものです。</p>

↓
2 確認を受けた後、直接建設管理課へ提出してください。

↓
書類に不備がある場合、書類の修正あるいは追加等を求める場合があります。

↓
3 建設管理課から施工業者に連絡が入ります。

↓
連絡が入ったのち市役所東館2階建設管理課において②、③の書類を受け取ってください。

↓
4 警察署において道路使用許可申請の手続きをして下さい。

↓
手数料分の県証紙を③に貼って②と共に提出してください。

↓
5 道路使用許可が下りた後、許可書を受領して下さい。

↓
6 道路工事着手届を提出

↓
7 分水工事着手

↓
工事前日までに検査依頼書を提出して下さい。

↓
道路占用申請は、工事着手予定日までに道路使用許可が下りるように余裕を持って提出して下さい。道路使用許可中の工事期間を超える場合は、1週間前までに警察と協議して下さい。

(県道の場合)

1 事前に上水道課と協議をして下さい。

① 道路占用許可申請書 (5部)	<p>添付書類 位置図 案内図 (住宅地図) 公図写し 平面図 (占用及び舗装) 占用横断面図 土工定規図 工事工程表 施工方法 交通規制計画図 (平面・横断面図) ※藤枝警察署と事前協議済みのもの 現況写真 地下埋設物調査資料 (下水道・東海ガス・NTT・中電他)</p>	※道路に水道管を埋設する許可を受けるためのものです。
② 道路工事・作業に関する意見聴取、協議書 (2部)	※土木事務所で作成	
③ 道路使用許可申請書 (3部)	<p>添付書類 位置図 案内図 交通規制計画図 (平面・横断面図) 全面通行止め了解図 (全面通行止めの場合) 工事工程表 現況写真</p>	※片側交互通行、全面通行止等交通規制の許可を受けるためのものです。
④ 道路工事届出書 (片側2部、全止3部)	<p>添付書類 位置図 案内図 交通規制図 現況写真</p>	※交通規制により緊急車両 (消防車、救急車) の通行に支障が出るため届出をするものです。

2 土木事務所へ提出します。

必要に応じて、書類の修正あるいは追加等を求める場合があります。

3 許可が下りた場合、島田土木事務所維持管理課から上水道課に連絡が入ります。

上水道課職員は島田土木事務所維持管理課で許可書を受領します。
受領後、上水道課から施工業者へ連絡します。

4 施工業者は上水道課で次の書類を受け取ってください。

道路占用許可書 (コピー)

5 受領した書類を添えて警察署において道路使用許可申請の手続きをして下さい。

手数料を貼ること。

6 道路使用許可が下りた後、許可書を受領してください。

7 分水工事着手

1週間前までに工事着手届とともに検査依頼書を提出して下さい。

道路占用申請は、工事着手予定日までに道路使用許可が下りるように余裕を持って提出して下さい。道路使用許可中の工事期間を超える場合は、1週間前までに警察と協議して下さい。

3. 工事について

(1) 着手時の確認事項

- ① 給水装置の構造・材質基準に適合していること。
- ② 道路・河川占用及び道路使用許可申請が許可済みであること。
- ③ 地下埋設物管理者との調整及び立会いを実施済であること。

(2) 施工中の注意事項

- ① 現場の安全管理に十分配慮すること。(交通整理人、工事看板、舗装復旧等)
- ② 給水装置工事設計書に基づいて施工すること。

(3) 完了時の確認事項

- ① 工事路面状況を確認すること。特に本復旧までの間は常に様子を見て、仮舗装等の状態が悪い場合は、早急に補修すること。
- ② 仮舗装についても、必ず再生密粒度 As(13)で施工すること。
- ③ 本舗装が終了していない箇所については、早急に復旧すること。

(4) その他

- ① 日常より、社内研修を実施し技術の向上に努めること。

検査について

給水装置工事検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市水道事業給水条例第6条第2項及び藤枝市水道事業指定給水装置工事事業者規程第15条並びに第16条の規定に基づき実施する給水装置工事（以下「工事」という。）の検査方法について必要な事項を定めるものとする。

(検査対象工事)

第2条 検査を行う工事は、原則としてすべての工事とする。

(検査範囲)

第3条 検査の範囲は、配水管分水栓から量水器までとする。ただし、止水栓止工事の場合は、止水栓までとする。

(検査時期)

第4条 工事の検査は、分水工事の際に実施する。ただし、市長が認めた場合は、工事完了後とすることができる。

(検査依頼)

第5条 工事の検査依頼は、分水工事の日の前日までに提出するものとする。

(検査内容)

第6条 検査は次の各号に掲げる項目を工事現場において、主任技術者の立会いのもと実施する。ただし、市長が書類検査でよいと認めた場合は、現場検査を省略することができる。

- (1) 配水管の埋設深さ
- (2) 配水管・給水管のオフセット
- (3) 配水管の管種確認
- (4) 仮舗装状況
- (5) その他必要な事項

2 前項ただし書きにより、書類審査とする場合は、「給水装置工事完成届」及び写真を分水工事後、すみやかに提出するものとする。

(適用期日)

第7条 この要領は、平成11年8月1日から適用する。

(1) 検査の範囲

- ① 分水サドルより第一止水栓まで（分水工事）
- ② 第一止水栓からメーターまで（メーター廻り工事）
- ③ 分水サドル止め

(2) 検査依頼

事前（2日前まで）に給水装置工事検査依頼書に必要書類（材料表及び設計書）を添え提出し、検査日を予約する。（FAXによる依頼は原則不可）

休日は検査を行いません。

※検査日の予約は、余裕を持ち、1週間前を目途に予約してください。

記入例

○○年○○月○○日	
藤枝市長 様	
指定給水装置工事事業者 氏名又は名称 藤枝市○○1丁目○-○ 株式会社茶町設備 電話番号 641-○○○○ 主任技術者名 藤枝一男 (090-××××-○○○○)	
給水装置工事検査依頼書	
検査希望日	○○年○○月○○日 (火) <input type="checkbox"/> 午前・午後11時00分
設計番号	000000 (※必ず記入すること)
給水装置設置者名	藤枝花子
設置場所	番地 藤枝市 茶町 2丁目 6番 11号
工事名	<input type="checkbox"/> 新設・改造・修繕・撤去
工事内容	①. 自家用・借家・建売 (分水口径φ 20mm) 構造 2階建 [戸分] 2. 止水栓止め (分水口径φ mm) 3. 仮設 (分水口径φ mm)
検査内容	①. 分水工事 ②. メーター周り 3. その他 ()
検査日	年 月 日 ()
検査員	
検査結果	

※ 太線枠内に記入して下さい。設計番号は、必ず記入して下さい。

※ 設計図書を添付して下さい。

※ 各欄で必要な項目を○印で囲んで下さい。

※ 検査時は、工事担当主任技術者の立会いをお願いします。

※ 依頼書は、検査希望日の前日までに提出して下さい。

雨天等で延期となる場合は、検査当日午前8時45分までに連絡して下さい。

(3) 現場検査

- ① 主任技術者の立会いのもと実施する。
- ② 分水工事検査は、分水サドルから第一止水栓まで砂基礎を施工し、露出配管及びロケーティングワイヤーを施工した状態で配管状況を確認する。配水管に穿孔する前に、耐圧性能試験静水圧1.75MPaを1分間保持し、水漏れ、変形、破損その他の異常がないことを確認する。分水箇所の既設配水管の埋設深さ、オフセット、管種口径、仮舗装状況等を確認する。
- ③ メーター廻り検査は、第一止水栓から伸縮止水栓までを配管し、配管状態について確認する。分水工事と同じように、耐圧性能試験を行い異常の有無を確認する。
- ④ 現場における施工状態が設計と大きく異なった場合は、変更設計書の提出を指示する。
- ⑤ 雨天等で工事を延期する場合は、当日午前8時45分までに電話連絡ください。

(4) 書類検査

検査依頼時、内容に応じ、担当職員から「書類検査に代える」旨の指示をしますので、工事完成後、給水工事完成届を提出してください。(メーター貸与申請前までに提出)

(5) 給水工事完成届

- ① 完成届には、写真（工事・水圧試験・残留塩素測定）を貼付して下さい。
- ② 完成届受理日が検査合格年月日となります。

記入例①（分水工事）

給水装置工事完成届

〇〇年〇〇月〇〇日

藤枝市長 様

住所・所在地 藤枝市〇〇1丁目 〇-〇

氏名又は名称 株式会社茶町設備

指定給水装置工事事業者 電話番号 (054) 641-〇〇〇〇

主任技術者 藤枝一男

設計番号	〇〇〇〇〇〇	自主検査実施日	〇〇年〇〇月〇〇日
設置場所	番地 藤枝市 茶町 2丁目 6番 15号		
設置者氏名	藤枝 花子		
工事内容	①. 自家用・借家・建売（配水管口径 DCIP100 mm × 分水口径 20 mm） 2. 止水栓止め（配水管口径 mm × 分水口径 mm） 3. 仮設（配水管口径 mm × 分水口径 mm）		
宅地内			
道路			
配水管			
※ 管種	V : 硬質塩化ビニル管 P : ポリエチレン管 C : 鋳鉄管 A : 石綿管		
給水装置工事申込日 (〇〇年〇〇月〇〇日)			

注1. 工事写真（工事・水圧試験・残留塩素測定）を添付すること。

注2. この完成届は、分水工事完成後、すみやかに提出すること。（自主検査のみ対象）

記入例②（メーター廻り）

給水装置工事完成届

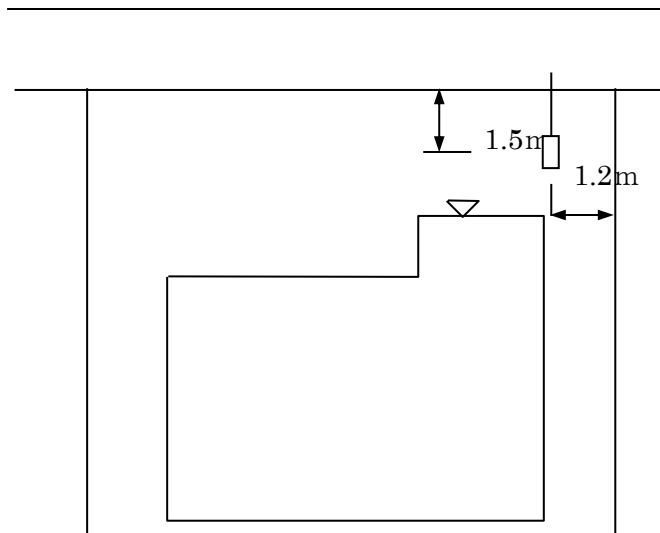
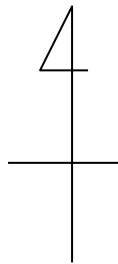
〇〇年〇〇月〇〇日

藤枝市長 様

住所・所在地 藤枝市〇〇1丁目〇-〇
 氏名又は名称 株式会社茶町設備
 指定給水装置工事事業者 電話番号 (054) 643-〇〇〇〇
 主任技術者 藤枝一男

設計番号	〇〇〇〇〇〇	自主検査実施日	〇〇年〇〇月〇〇日
設置場所	番地 藤枝市 茶町 2丁目 6番 15号		
設置者氏名			
工事内容	1 自家用・借家・建売 (配水管口径 DCIP100 mm×分水口径 20 mm) 2 止水栓止め (配水管口径 mm×分水口径 mm) 3 仮設 (配水管口径 mm×分水口径 mm)		

メーター廻り



給水装置工事申込日 (〇〇年〇〇月〇〇日)

- 注1. 工事写真（工事・水圧試験・残留塩素測定）を添付すること。
- 注2. 完成届は、メーター廻り自主検査完了後、メーター貸与申請とともに提出すること。

5. メーター器出庫について

給水担当窓口で内容確認を受けた貸与申請書を水道料金お客様センターへ提出し、メーターを受領する。

水道メーター貸与申請書（兼水道メーター保管誓約書）

年 月 日

藤 枝 市 長 様

申 請 者	住 所・所在地	
	ふ り が な	
	氏 名・名 称	
	電 話 番 号	

下記場所の給水装置工事が完成し、検査を受けましたので水道メーターの貸与を申請します。
なお、水道メーターを保管するにあたり、次のことを誓約します。

- 水道メーターの設置場所には、検針又は修繕の障害となる物を置いたり、工作物を設けたりしません。
- 増改築、造園等の工事により水道メーターの検針に支障があると市が認めたときは、自己負担で水道メーターの移設又は嵩上げを施工します。
- 水道メーターを亡失または損傷したときは損害額を弁償します。

■上下水道料金の請求先(必ず記入してください。)

	工事期間中の料金請求先	料金請求先
住 所・所 在 地		
ふ り が な		
氏 名・名 称		
電 話 番 号		

■メーター 各種区分 ※印は記入不要です。

給 水 場 所	藤枝市	※大字 コード		※順路 番号	
用 途	<input type="checkbox"/> 家庭用(店舗兼住宅含む)[店舗併用の場合名称] <input type="checkbox"/> 営業用(店舗、事務所等)[名称] <input type="checkbox"/> 官公署、学校、病院等[名称] <input type="checkbox"/> 工 場[名称]				
メーター区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 再取付 <input type="checkbox"/> 増径 <input type="checkbox"/> 狭径 <input type="checkbox"/> 仮設工事用(3ヶ月以内)				
口 径	※量水器番号	※出庫年月日	※検定満了年月	※出庫者	
mm	- -	. .	.		
受 水 槽	有・無	設計番号		※確認者	
指定給水装置工事事業者名					

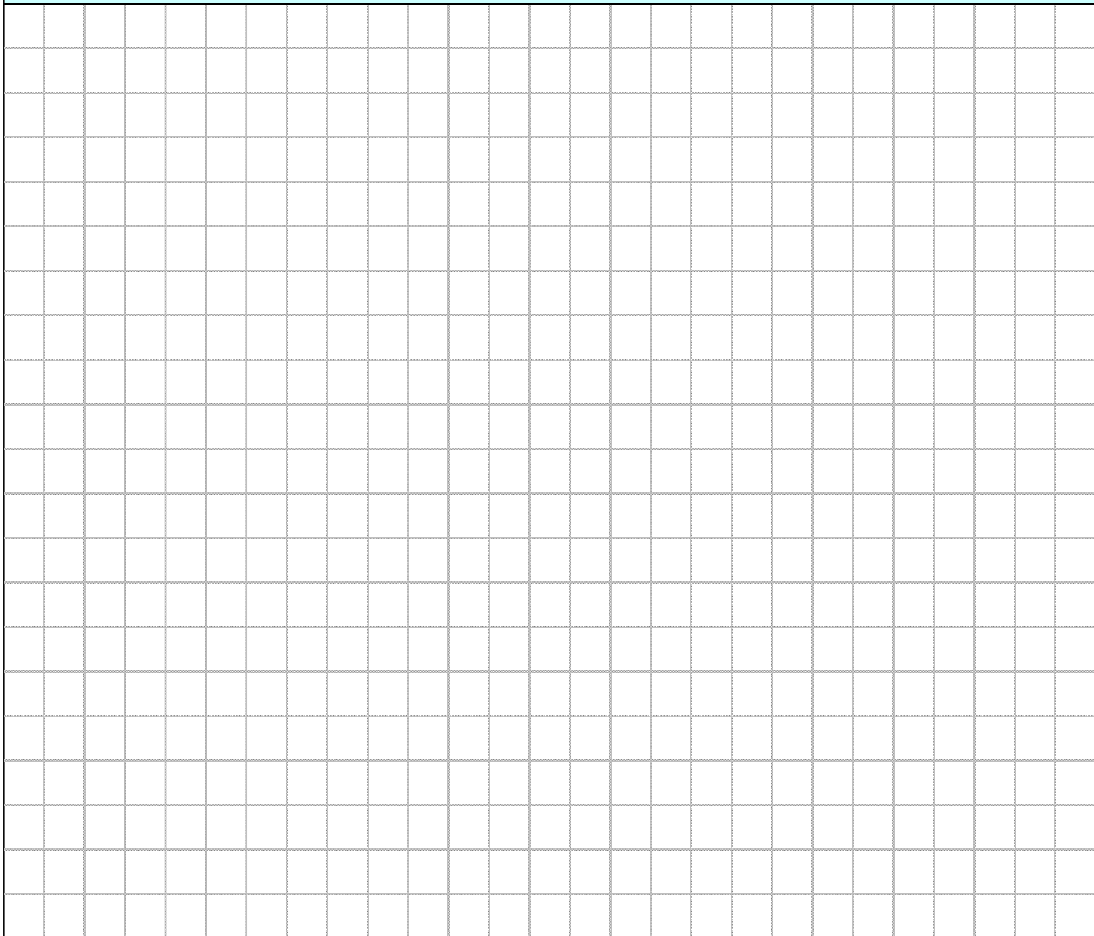
■公共下水道の状況 ※不明な場合は、市下水道課(浄化センター内)備え付けの「下水道台帳」でご確認ください。

メーターを設置する場所は・・・ 公共下水道が使える(供用開始区域内) 公共下水道なし(未整備区域)

案内図 地図(P. -)

(住宅地図を貼付してください。)

メーター取付位置図



6. 水道メーター取付位置確認検査について

- ① 共同住宅等複数のメーターを取り付けた場合に、メーター出庫の際に指定した部屋番号とメーターとの取付位置が一致しているか確認検査をし、報告書を提出すること。
- ② 報告書提出後、上水道課職員立会いのもと再度確認検査を実施する。

7. 竣工図提出について

- ① 変更の有無に関わらず、工事完成後速やかに提出すること。
- ② 分水箇所既設配水管、管種口径、第一止水栓、メーター器の位置をオフセットで明記すること。

8. 給水装置工事舗装復旧完成届提出について

道路上で工事を行った場合、舗装完成後、完了写真を添え速やかに提出すること。

給水装置工事舗装復旧完成届

〇〇年〇〇月〇〇日

写真（全景）
写真（アップ）

設計番号： 12345
占有番号： 12（占有許可申請書の右最上部に提出時に記入する藤上工第 ー12 号の番号）
施行場所： 藤枝市岡出山 1 - 1 1 - 1
申請者名： 藤枝一男
施工日： 〇〇年〇〇月〇〇日
業者名： 株式会社茶町設備

9. 給水装置管理及び修理について

(1) 給水装置の設置者及び管理者

給水装置は、水道需要者が工事費を負担し設置するもので、維持管理も水道需要者が行います。

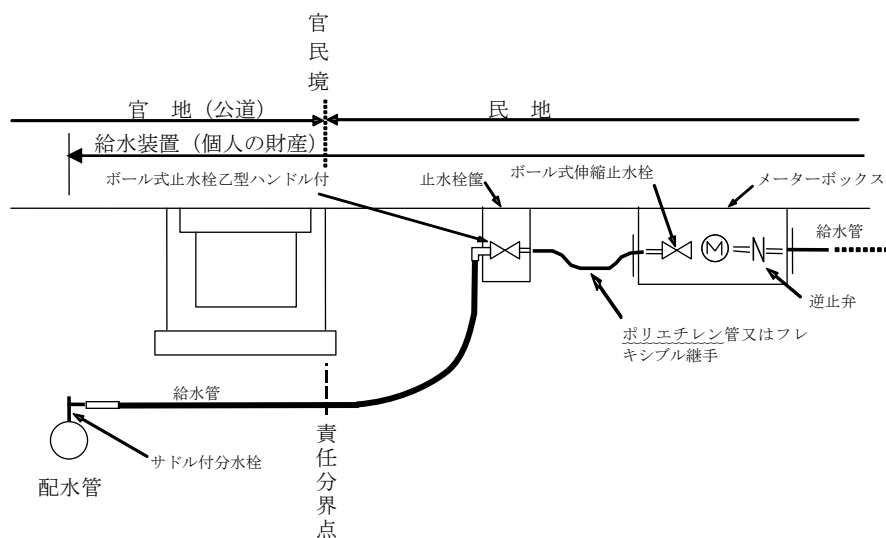
(2) 給水装置の修理責任区分

給水管（装置）は、水道需要者の財産であり、需要者が維持管理する義務を負います。したがって、給水管の破損等による漏水修理、止水栓不良等による交換は、すべて水道需要者が行うこととなります。

しかし、道路（公道）上で給水管が破損し漏水が発生した場合、水道料金に関係ないこと、修理費用が莫大になることなどから需要者による十分な管理が行われず、公衆災害に結びつく可能性があります。

このため、給水管修理の責任分界点を「官民境」と定め、修理を行います。

○ 給水装置修理の責任分界点



(3) 市が行う修理

- ① 公道上の給水管漏水のとき（公衆災害防止対策）
- ② 鉛管の漏水修理のとき^{※1}
- ③ 検定満期メーター交換時の止水栓不良で、メーター交換に支障があるとき^{※2}
- ④ 市が起因する給水装置の故障のとき

※1. 鉛管交換は、漏水修理の場合だけとし、水道需要者が「鉛管交換だけ」を希望する場合は対象となりません。

※2. メーターボックス内止水栓が不良であっても、第1止水栓により対応（開閉）できる場合は対象となりません。

(4) 出水不良修理について

止水栓止めとした箇所は、永年放置すると錆等の付着により、出水不良となることがあります。この場合、新規に分水し直しますが、この工事費は個人が負担することになります。

しかし、駿河台、清里等で配水施設と同時に止水栓まで施工した区域での出水不良は、市が工事費を負担します。

(※ 加入分担金免除3～6と前納地区が該当する。ただし、受贈後に新たに分水し止水栓止めとした場合は除かれます。)

10. その他

・藤枝市からのお願い

① ライフライン、宅地造成に伴う地下埋設物の工事は一括でお願いします。

ライフラインの整備や宅地造成にあたっては、新規の地下埋設物の工事が行われる場合は、都市ガス・上水道・下水道など同時施工できるよう、単独で工事を行う前に効率的に施工できないか事業者間や業者間で確認を行うなどして、二度堀のないようお願いします。また、できる限り同じ掘削範囲内で施工できるよう調整を行うようにしてください。

② 申請はできるだけまとめてお願いします。

宅地開発など近接する場所で上水道給水管、下水道取付管、都市ガス供給管などの引き込みを行う場合等は、各々、物件ごと申請するのではなく、事業者（業者）ごと一括で申請してください。

③ 基準点の復旧の徹底をお願いします。

地籍調査等の測量によって確定した境界杭や基準点はとても重要なものです。トラブルを避けるため、事前に市建設管理課地籍調査係へ相談してください。また、紛失した場合には確実に復旧するようお願いします。

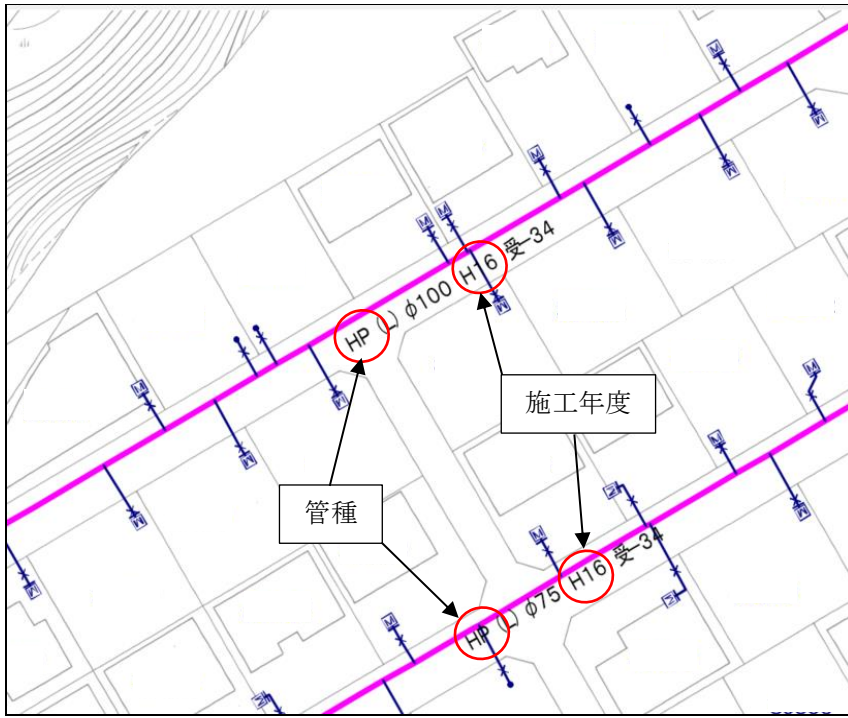
④ 交通安全日本一を目指して

藤枝市は、交通安全日本一を目指しており、定期的に道路の点検パトロールを行っています。しかし、パトロールですべての道路状況を把握することには限界があります。

管理している占用箇所の周辺や、工事箇所の近辺で、道路の穴、段差、亀裂、樹木の枝の張り出し、腐食など、道路の危険箇所を見つけた場合は、市建設管理課（643-3167）へ連絡するようご協力をお願いします。

・配水ポリエチレン管のJIS規格品とJW-P規格品について

配水ポリエチレン管（HP）においては、JIS規格品とJW-P規格品があり、管外径に違いがあります。分水工事を施工する際は、サドル付き分水栓材料に注意してください。（注）光洋台、緑の丘、藤岡台の各団地及び平成16年度以前の埋設管の一部にJIS規格品が使用されています。



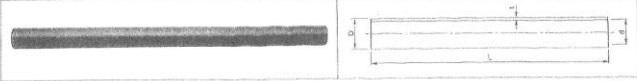
エスロハイパーPEの規格

(備考) 許容差表示のない寸法は基準寸法を示します。

JIS規格

管の規格 - エスロハイパー PE PWA001規格品 -

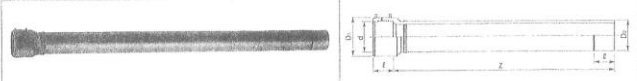
●直管 規格



呼び径	品番	外径 (D)		肉厚 (t)		有効長さ (L)		単位: mm
		基準寸法	許容差	基準寸法	許容差	基準寸法	許容差	
50	KPE50S	50.0	±0.20	5.5	±0.15	48.2	±0.15	4.8
75	HPE75S	80.0	±0.30	8.1	±0.15	71.7	±0.15	10.5
100	HPE10S	114.0	±0.35	10.4	±0.15	91.9	±0.15	17.2
150	HPE15S	166.0	±0.50	15.0	±0.15	133.3	±0.15	35.6
200	HPE20S	216.0	±0.65	18.7	±0.15	174.4	±0.15	61.3

(備考) Dの許容差は平均外径の許容差を示します。

●EF受口付直管 規格

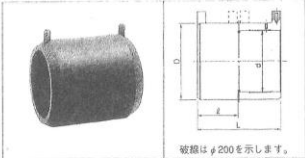


呼び径	品番	受口外径 (D)		管外径 (D)		受口内径 (d)		受口長さ (Z)		有効長さ (L)	参考質量 (kg/本)
		基準寸法	許容差	基準寸法	許容差	基準寸法	許容差	基準寸法	許容差		
75	HKP755N	117	±0.30	89.0	±0.30	89.70	±0.20	65	±0.15	5000	11.0
100	HKP105N	147	±0.35	114.0	±0.35	114.85	±0.25	80	±0.15	5000	18.0
150	HKP155N	205	±0.50	166.0	±0.50	166.10	±0.30	100	±0.15	5000	37.4
200	HKP205N	266	±0.65	216.0	±0.65	217.45	±0.35	158	±0.15	5000	65.9

(備考) dの許容差は電熱線部の平均内径の許容差を示します。

継手の規格 - エスロハイパー PE PWA002規格品 -

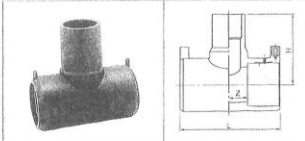
●EFソケット 規格



呼び径	品番	受口外径 (D)		L	Z (参考)	単位: mm
		基準寸法	許容差			
25	KES25N	40	±0.15	80	40	
25	KES25N	47	±0.20	84	42	
50	KES50N	80	±0.20	104	52	
75	HES75N	117	±0.20	130	65	
100	HES10N	147	±0.25	160	80	
150	HES15N	205	±0.30	200	100	
200	HES20N	266	±0.35	280	140	

(備考) dの許容差は電熱線部の平均内径の許容差を示します。

●EFチーズ 規格



呼び径	品番	L	H	Z (参考)	単位: mm
25×25	KET25N	114	99	13	
50×50	KET50N	172	143	32	
75×50	HET752N	238	161	54	
75×75	HET75N	238	181	54	
100×50	HET103N	252	177	48	
100×75	HET101N	252	196	48	
100×100	HET10N	281	212	63	

パイプ

POLITEC規格

直管 (品番 7005)



呼び径	外径 D		肉厚 t		長さ L (+100 0)	参考質量		規格
	基準寸法	平均外径の許容差	基準寸法	許容差		(kg/m)	(kg/本)	
50	63.0	+0.4 0	5.8	+0.3 0	5000	50.7	1.074	5.370
75	90.0	+0.6 0	8.2	+1.3 0	5000	72.6	2.174	10.870
100	125.0	+0.8 0	11.4	+1.8 0	5000	100.8	4.196	20.980
150	180.0	+1.1 0	16.4	+2.5 0	5000	145.3	8.671	43.355
200	250.0	+1.5 0	22.7	+3.5 0	5000	201.9	16.688	83.440

備考 1 内径及び質量は、管の寸法を基準寸法とし、管に使用する材料の密度を 0.950g/cm³ として計算したものです。なお、1 本あたりの質量は、5000mm で計算しています。

2 平均外径 D とは、管端から外径相当長さ以上離れた箇所での、相互に等間隔な 2 方向以上の外径測定値の平均値または内径測定値を内径率 3.142 で除した値です。

●EF受口付 (片受) 直管 (品番 7505)



呼び径	外径 D		肉厚 t		有効長さ Z (+100 0)	全長 L (参考)	直管部内径 (参考)		参考質量 (kg)	規格
	基準寸法	平均外径の許容差	基準寸法	許容差			(mm)	(mm)		
50	63.0	+0.4 0	5.8	+0.3 0	5000	5098	50.7	5.7	5.7	メーカー規格
75	90.0	+0.6 0	8.2	+1.3 0	5000	5082	72.6	11.3	11.3	PTC K03
100	125.0	+0.8 0	11.4	+1.8 0	5000	5077	100.8	21.9	21.9	PTC K03
150	180.0	+1.1 0	16.4	+2.5 0	5000	5095	145.3	45.5	45.5	メーカー規格
200	250.0	+1.5 0	22.7	+3.5 0	5000	5183	201.9	88.7	88.7	メーカー規格

備考 1 直管部内径は管の寸法を基準寸法として計算したものです。

2 平均外径 D とは、管端から外径相当長さ以上離れた箇所での、相互に等間隔な 2 方向以上の外径測定値の平均値または内径測定値を内径率 3.142 で除した値を示します。

3 受口部寸法は、EF 継手・片受口部寸法を参照下さい。(P25)

EF継手

EFソケット (呼び径 75, 100, 150 品番 8161) (呼び径 200 品番 9161)



呼び径	d	t (最小)	L	D (参考)	規格
50	63.2	5.8	96	81	
75	90.3	8.2	125	112	JWWA K145
100	126.4	11.4	158	155	
150	180.7	16.4	194	221	
200	251.1	23.0	225	330	PTC K13

備考 1 外径寸法 D は参考寸法ですので、必ず管内に配置する場合は、EFソケットとさや管との隙間は十分余裕を確保してください。

道路占用許可申請に伴うチェックリストの添付について

新規分水工事等に伴う道路占用許可申請について、「土木工事関係申請チェックリスト」(両面)を一部添付してください。チェック内容について、申請者一作成者欄にチェックを入れ、上水道課の確認、公印押印後、返却しますので市建設管理課へ提出してください。

土木工事関係申請チェックリスト (道路占用・道路工事承認・河川占用・河川工事承認)

藤枝市都市建設部建設管理課

※土木工事関係の許可申請の際、「申請者」欄にチェック「し」を入れて提出してください。
地下埋設物の確認については、「有・無」のいずれかに○を付けてください。

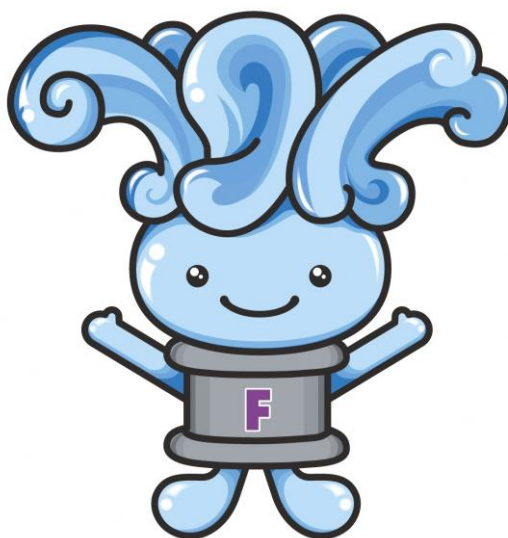
項目	チェック内容	申請者		市担当者
		作成者	確認者	
申請書	申請日が記入されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	工事期間が記入されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請箇所の地先表示(公図の地番等)が適切にされている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	担当者の連絡先が記入されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	道路の復旧方法をN4.N5等の記載がされている。 (復旧タイプは本課までお問い合わせください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	道路占用の場合、同一申請者が近隣の複数箇所を申請するにあたり、一括で申請している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	同所で複数の占用工事等がある場合、掘削及び舗装工事等を一括で施工する計画になっている。(図面表示)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	掘削工事箇所は過去3年以内に舗装が新設されていない。 (不明な場合は本課までお問い合わせください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
位置図	縮尺が1/2,500~1/10,000程度の図面を添付している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
見取図	申請地周辺の状況が確認できる図面(1/1,000~1/2,500程度)を添付している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
平面図	申請箇所の寸法や申請内容の概要が分かる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求積図	申請物の寸法や面積(計算式)等が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本舗装復旧面積等については計算式が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
縦断面図	地下埋設物等については最低土被りが記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請物の寸法が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	チェック内容	申請者		市担当者
		作成者	確認者	
横断面図	他の地下埋設物等との離隔が表示されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請物の寸法が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	側溝等道路構造物の下に占用物を伏せ越しする場合、埋戻し等の施工方法が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上層路盤工及び表層工の影響幅を掘削面から30cm以上確保している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造図	構造物や基礎等の寸法や配筋図などが記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土工図(掘削図・埋戻し図等を含む)がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	埋戻しの工事方法や埋戻し材料、転圧機械、転圧方法等が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	仮舗装工の幅や厚さ(4cm以上)、材料等が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本舗装工の幅や厚さ、材料等が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	仮舗装工から本舗装工まで、地盤の沈下が十分落ち着くまでの期間を確保する。(予定の期間を記入:7日()日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公図写し	申請箇所が示してある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
写真	写真の中に申請箇所・舗装範囲等が示されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地下埋設物調査	上水道管の有無を確認した。	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>
	都市ガス管の有無を確認した。	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>
	下水道管の有無を確認した。	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>
	中部電力の電気ケーブルの有無を確認した。	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>
	NTTの通信ケーブルの有無を確認した。	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>
	その他地下埋設物の有無を確認した。	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>

裏面につづく

・道路舗装復旧に伴う埋戻し土について

給水管布設後の道路舗装復旧について、「藤枝市道路占用等舗装復旧基準」では埋戻し土が、C-30、RC-40等となっていますが、「藤枝市水道管路布設工事設計マニュアル」においてC-30となっています。水道管理設後の埋戻し土について、C-30の使用をお願いします。



藤枝市上水道マスコットキャラクター

管太くん!

〒426-0023

藤枝市茶町2丁目6-15

藤枝市環境水道部上水道課

電話 054-646-4112

FAX 054-646-4113

E-mail josui@city.fujieda.shizuoka.jp